

四日市市訓令第4号

庁 中 一 般  
各 公 所

四日市市工事検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市工事検査規程の一部を改正する規程

四日市市工事検査規程（昭和48年四日市市訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（工事成績評定書の作成）</p> <p>第16条 工事検査課長は、工事が完成検査に合格したときは、遅滞なく別に定める工事成績評定基準に基づき工事成績評定書及び工事成績通知書を検査職員に作成させ、工事担当課長に送付しなければならない。ただし、契約金額<u>100万円</u>（営繕工事にあつては<u>150万円</u>）未満の工事については、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（工事成績評定書の作成）</p> <p>第16条 工事検査課長は、工事が完成検査に合格したときは、遅滞なく別に定める工事成績評定基準に基づき工事成績評定書及び工事成績通知書を検査職員に作成させ、工事担当課長に送付しなければならない。ただし、契約金額<u>50万円</u>（営繕工事にあつては<u>100万円</u>）未満の工事については、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（総務部工事検査課）